様式第２号の３（第７条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  （宛先）高松市消防局長（高松市　　消防署長）  報告者　住所  氏名  キュービクル式蓄電池設備の概要報告書    次の場所に設置しようとするキュービクル式蓄電池設備は、消防法規の委任規定に基づく内容のうち予防業務に係るものを指定する件のとおりのものであることを報告します。 | | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | |  | |
| 名称 | |  | |
| 設置場所 | |  | |
| 外箱 | □　材料は鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであり、その厚さは１．６ｍｍ（屋外の場合は２．３ｍｍ）以上である。 | | | |
| □　開口部には、防火設を備設けるものとし、網入りガラス入りの防火設備にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものである。 | | | |
| □　床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものである。 | | | |
| □　右の①～⑥で、適当な保護がなされたもの以外のものが外部に露出して設けられていない。 | | | ①各種表示灯　②配線用遮断器  ③スイッチ類　④電圧計  ⑤換気口・換気装置  ⑥配線の引込口・引出口 |
| □　直径１０ｍｍの丸棒が入るような穴又はすき間がない。 | | | |
| 附属機器 | □　外箱の底面から１０ｃｍ以上離して収納できるものである。 | | | |
| □　鉛蓄電池を収納するものは、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されている。 | | | |
| □　キュービクル内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画したものである。 | | | |
| □　充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けたものである。 | | | |
| □　蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替換形の点検スイッチが設けられたものである。 | | | |
| 換気装置  (右欄下段の要件を全て満たす場合は、換気装置の設置不要) | □　自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあっては当該面の面積の３分の１以下、充電装置等を収納する部分にあっては当該面の面積の３分の２以下である。  □　自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては、機械式換気設備が設けられている。  □　換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられている。 | | | |
| □　空調設備等によりキュービクル内部の温度が上昇しない構造である。   * 蓄電池は、通常使用時に可燃性ガスを放出しない種類・構造のもので、温度上昇や電気的な異常が生じた場合、当該異常をキュービクルの外部で検知することができる機能を有している。   □キュービクル内部の圧力が異常上昇するときにキュービクル内の圧力を調整することができる構造である。 | | | |
| ※受付欄 | | ※経過欄 | | |
|  | |  | | |

備考　１　※欄は記入しないでください。

２　該当する□にレを記入してください。